

常滑市特殊詐欺対策装置等の 購入費用を助成します！

受付期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

- ・常滑市に住所を有する世帯を対象
- ・1世帯1台限り、先着順で受け付け
- ・常滑市内の販売店で購入されたもの



補助制度の概要

目的	電話機に接続又は内蔵されている特殊詐欺対策装置等の普及を促進し、深刻化する特殊詐欺被害の未然防止を図る。
対象者	市内在住で住民基本台帳に記録されている者で以下の要件をすべて満たすもの ・市税等の滞納がない者 ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者 ・今までに本制度による補助金の交付を受けていない世帯の者
対象となる装置等	・固定電話機に付ける自動応答録音装置又は自動着信拒否装置 ・自動応答録音装置又は自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機 ・令和7年4月1日以降に購入された新品のもの ・常滑市内の販売店で購入されたもの
補助金額	補助対象装置等購入費の1/2 上限額：5,000円 ※100円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
ご注意	補助金の交付は、1世帯につき1台限りです。
問い合わせ先	常滑市役所 市民生活部 市民協働課 住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話：0569-47-6108（直通） FAX：0569-35-3939 メール：kyodo@city.tokoname.lg.jp

